

# SATO社会保険労務士法人 News Letter



2015年11月号 (No.46)

## 今月の特集

1. 賞与の取扱いについて
2. 雇用保険届書への法人番号の記載
3. 海外派遣者の手続きについて

### 1. 賞与の取扱いについて

ボーナス等を一括でなく月単位の手当として支給することで社会保険料の負担を軽くする手法を導入している企業があったことに鑑みて、厚労省が全国健康保険組合などに「健康保険法及び厚生年金保険法における賞与に係る報酬の取扱い」について一部変更の通知を行っています。

まず、健康保険及び厚生年金保険において、支給回数が年3回までの手当は賞与、年4回以上の手当は報酬とされていますが、ボーナスが分割して支給されている場合は、どのように取り扱うべきでしょうか。

1か月を超える期間にわたって算定されるボーナス等が事業主の金銭的都合などのやむをえない事由により例外的に分割支給される場合は、分割分をまとめて1回の賞与支給とみなして取り扱うこととされています。一方で、ボーナス等を分割して支給されることが給与規定等により客観的に定められてい

る場合、その支給回数が年4回以上であれば報酬、年3回以下であれば賞与として取り扱うこととなります。

そしてこの度、「報酬の範囲」における「通常の報酬」の範囲が以下の通り明確化されました。

- ① 給与規定等によりボーナス等を分割して毎月支給する場合には、「通常の報酬」(毎月支給されるもの)には含めない
- ② 保険料算定に係る報酬額の算定に当たっては、1年間のボーナス等の支給額の総額を12分割した額を報酬額として、「賞与に係る報酬」(年間を通じ4回以上支給されるもの)として取扱う

賞与分割により保険料の削減を行っている企業はそれが適正か十分な見直しが必要となるでしょう。

### 2. 雇用保険届書への法人番号の記載

平成28年1月1日以降、雇用保険の各種届出にはマイナンバーを記載して届出を行う必要がありますが、以下3点の様式については、企業の法人番号を記載し、ハローワークに提出することが必要となります。

- 雇用保険適用事業所設置届
- 雇用保険適用事業所廃止届
- 雇用保険事業主事業所各種変更届

届出書へのマイナンバーの記載の注意事項や様式例など最新の情報が以下厚生労働省のホームページにアップされていますので事業主の皆様におかれましては一度ご確認ください。

【厚生労働省URL】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000103610.pdf>

### 3. 海外派遣者の手続きについて

ビジネスのグローバル化に伴い、海外へ従業員を

派遣するケースが増えてきています。そこで今回は日本から海外へ従業員を派遣した場合の労働保険・社会保険の手続きと注意点をお知らせ致します。

#### 1. 手続きの種類

海外へ派遣される従業員について3種類の手続きが必要です。

- ① 労災保険…海外特別加入
- ② 厚生年金…社会保障協定
- ③ 介護保険…適用除外申請

#### 2. 派遣と出張の違い

海外へ派遣される方には上記1.の手続きが必要ですが、海外へ出張するときは手続きは必要ありません。そこで派遣と出張を区別する必要があります。

派遣…海外事業所の指揮命令のもと勤務する労働者のこと。

(例) 海外事業所への出向、海外支店への転勤など

出張…労働の提供が海外にあるに過ぎず、日本の事業所の指揮命令のもと勤務する労働者のこと。

(例) 市場調査、商談、突発的なトラブル対応など

#### 3. 労災保険…海外特別加入

本来労災保険は日本国内で適用されるものなので、海外事業所で働くときは海外の保険を適用することになります。しかしながら派遣先の海外の保険制度や給付内容が必ずしも十分でない場合もあることから「海外特別加入」の届出を行えば、海外派遣中の期間についても日本の労災保険が適用されることとなります。

これで海外事業所で就業中に起きた労災事故についても日本の労災保険から給付を受けられるのです。

ただ、この手続きは遡っての加入が出来ないため、海外特別加入前に起きた労災事故については日本の労災保険が適用されない点に注意が必要です。届出は海外事業所赴任日の30日

前から受付出来ますので、早めの手続きを行いましょう。

#### 4. 厚生年金…社会保障協定

海外へ派遣される際、労災保険同様、海外の年金制度へ加入すべきという観点から、原則日本の厚生年金は資格を喪失します。また、日本の年金を加入させたまま、海外の年金へ2重加入するケースもあります。

しかし、数年程の短期間の派遣の場合、海外の年金制度に加入しても保険料の納付期間が短いため海外の年金制度の給付が受けられず、保険料が掛け捨てとなってしまいうケースがあります。そこで保険料掛け捨て防止及び年金制度への2重加入の防止として、日本と協定を結んでいる国に派遣される場合に限り、原則5年の期間、協定国の年金制度への加入が免除され、引き続き日本の年金制度へ加入出来ます。

現在協定国は、15カ国となっており、国によっては5年を超えて延長が認められる場合もあります。

#### 5. 介護保険…適用除外申請

日本に住所がある人は40歳になると強制的に介護保険料が給与から控除されますが、海外へ派遣される場合、日本に住所を持たなくなるため、「介護保険適用除外該当届」を届出することで介護保険料が免除されます。

免除期間は住民票に記載されている海外への転出日の翌日の月から帰国後住民票に記載される転出日の月までとなります。

海外派遣中に40歳になる場合も届出が必要ですのでご注意ください。

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 札幌オフィス

〒060-0906

北海道札幌市東区北6条東2-3-1

TEL: (011) 742-6886